

2025 年度入学試験 自然災害に伴う入学検定料（受験料）免除の特別措置について

災害に遭われた方々に、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の 1 日も早い復旧をお祈りいたします。

本学では、下記「対象者」に該当する志願者に対し、受験機会をできる限り保障するため、以下のとおり入学検定料（受験料）免除の特別措置を講じます。

1. 対象試験

白梅学園大学（大学院を含む）・白梅学園短期大学が実施するすべての入学試験

2. 対象者

下記の(1)～(3)いずれかに該当する方。

- (1) 入学試験を受験する年度に、志願者又は学資負担者が災害救助法が適用されている地域で被災し、家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は流出する被害を受け、罹災証明書が提出できる方
- (2) 入学試験を受験する年度に、学資負担者が災害救助法が適用されている地域で被災し、死亡又は行方不明となった方
- (3) その他、学長が該当すると認めた方

3. 特別措置内容

入学検定料（受験料）の免除

- * 再出願する場合も適用いたします。
- * 事務手数料が発生する場合は、事務手数料も含む。

4. 申請期限

免除を申請する入学試験の**出願締切日**

※期日までに申請することが困難な場合は、入学センターまでご連絡ください。

5. 申請書類

- (1) 入学検定料免除申請書（所定用紙）

本学の受験生サイト『入試情報』の『本学所定用紙』からダウンロードしてください。

（受験生サイト URL：<https://juken.shiraume.ac.jp/examination>）

- (2) 証明書等

被災により納付が困難な事情を認定できる公的機関が発行した書類（「罹災証明書」「死亡診断書」等、コピー可）。

6. 申請方法

5. 申請書類を、出願書類とともに提出してください。

※この申請を行う場合は、出願時に入学検定料を振り込む必要はありません。

WEB 出願（事前課題型入試・白梅探究型入試・学力調査型入試・自己推薦型入試・学校推薦型選抜（指定校）・白梅特待生チャレンジ入試・一般選抜・共通テスト利用選抜）の場合は、決済システムの都合上、一旦入学検定料（受験料）等を納付いただき、後日返還の流れとなりますことをご了承願います。（申請書の振込口座欄もご記入ください）

7. その他

2. 対象者 「(3)その他、学長が該当すると認めた方」の中に、能登半島地震(2024年)等大規模災害で被災された方が含まれます。ご不明な点がございましたら入学センターまでお問い合わせください。

お問い合わせ

白梅学園大学・白梅学園短期大学
入学センター

T E L : 042-346-5618

F A X : 042-346-5652

E-mail : koho2@shiraume.ac.jp